

指名停止業者一覧(令和8年1月13日現在)

No.	業者名	所在地	指名停止期間	理 由	備 考
1	関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547番地 OTAスクエアビル7F	令和7年6月20日から 令和8年3月19日まで (9か月間)	群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事に関する一般競争入札で公正な競争を妨げたとして、公契約競売入札妨害の疑いで同社の使用人が逮捕されたため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 3(3)イ
2	株式会社中央技術コンサルタント	東京都新宿区西新宿八丁目5番1号	令和7年7月22日から 令和8年7月21日まで (12か月間)	宮城県気仙沼市が発注した道路整備に係る設計業務に関する一般競争入札で公正な競争を妨げたとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで同社の代表役員等が逮捕されたため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 3(3)ア
3	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	令和7年10月2日から 令和8年3月1日まで (5か月間)	特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、当該製品の販売分野における競争を実質的に制限していたため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 2(3) ※第4条第4項第1号適用 (期間短縮)
4	株式会社武翔総合管理	東京都練馬区豊玉北四丁目11番7号 BS第2ビル	令和7年12月23日から 令和9年6月22日まで (18か月間)	「保育園給食調理業務(第三ひもんや保育園)」の履行にあたり、当該業者へ再三改善指導を行ったが改善されず、改善報告書の提出を求めたが、期日までに提出されなかつたため。 また、区と何ら調整もなく、契約を解除したい旨を一方的に通知し、区に混乱を招くなど不誠実な対応を取つたため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第1 2(1) 及び 別表第2 6(2) ※第4条第1項適用
5	日本交通技術株式会社	東京都台東区上野七丁目11番1号	令和8年1月13日から 令和8年11月12日まで (10か月間)	特定地方公共団体等が発注した特定跨線橋点検等業務に関する競争入札において、受注者や入札価格等を事前に調整する談合を繰り返し、競争を実質的に制限したため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 2(3)
6	丸栄調査設計株式会社	三重県松阪市大口町102番地2			
7	ジェイアール東海コンサルタント株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33番10号	令和8年1月13日から 令和8年6月12日まで (5か月間)	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 2(3) ※第4条第4項第1号適用 (期間短縮)	
8	株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町一丁目13番3号			